



2023年4月27日から

相続した土地を国が引き取る制度 (相続土地国庫帰属法) がスタートしました



「相続土地国庫帰属制度」ってなあ〜に？

身近で、過疎地域や農地や森林など相続した土地を手放したいと考える方はいませんか？
ご自身でも困っている方はいませんか？
これを解決してくれる制度と言えます。



相続土地の国庫帰属を申請できる人は？

- ①相続人であること
- ②相続または遺贈（遺言による贈与）により土地または土地の共有持分を取得した人



国庫帰属が認められない相続土地の要件は？

- ①建物のある土地
- ②担保権などが設定されている土地
- ③道路などが含まれる土地
- ④汚染されている土地
- ⑤所有権について争いがある土地



申請しても不承認となる土地

- ①管理が大変な崖がある土地
- ②管理や処分を阻害する有体物が地上にある土地
- ③除去しなければならない有体物が地下にある土地
- ④隣接する土地によって通行が妨げられている土地
- ⑤管理や処分をするのに過分の費用や労力を要する土地 など

相続土地の国庫帰属の申請先は？

- ・土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局（土地が遠方にある場合は住んでいる近くの法務局でもOK!）
- ・土地1筆あたり14,000円審査手数料が必要です。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。
お近くの法務局(本局)に相談できます。



引き取ってもらうにも負担金が発生します。

- ①宅地…原則として20万円
※市街地区域…用途地域が指定されている地域内の土地は面積に応じ計算
- ②田畑…原則として20万円
※市街地区域・用途地域が指定されている地域、農業地区域、土地完了事業などの施工区域
などの施工区域内の農地は面積に応じ計算
- ③森林…面積に応じて算定
- ④その他（雑種地、原野など）…20万円



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192

2次元コードより
バックナンバーが
ご覧いただけます。

